

【組合員資格等の変更手続きについて】

日頃より、JA 事業にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

当 JA では定款の規定により、組合員資格等の変更が生じた場合は、書面にてお届けいただくことになっております。

つきましては、下記の変更事由に該当する場合は、お手数でございますが最寄りの窓口にお問い合わせのうえ、お手続きお願いいたします。

【手続きが必要となる主な変更事由】

- ① 就農や離農等により組合員資格が変わった場合
- ② 組合員がお亡くなりになられ、相続手続きが必要な場合
- ③ 転居により住所が変わった場合
- ④ 氏名や団体名が変わった場合